

六 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。

教員養成に係る教育の質向上のために、総合福祉学部においては、教職課程を有する教育福祉学科・社会福祉学科、教育実習運営委員会・教職課程運営委員会、実習教育センター、保育・教職課程センターが中心となって取り組んでいます。

各学科の教職課程教員が日常的に授業改善に取り組むのはもちろんのこと、委員会を構成しながら実習教育センターや保育・教職課程センターとの連携を密にして、一体的な取り組みを行っています。

教育力の向上に係る取組として、大学を挙げた授業の相互参観の他、教育福祉学科では、学科の全教員による授業参観を踏まえたFD（教育力開発）研修会を、担当教員、科目を変えながら毎年実施しています。当該年度は、特別支援教諭の「特別支援教育概論B」（テーマ「改正免許法やコアカリキュラムに期待されている重複障害の扱いを踏まえ、概論や総論の授業での取り上げ方」）の授業参観をもとに、「講義形式の授業におけるアクティブラーニングの生かし方」について授業者からの説明を受け、質疑応答や意見交換をすすめ、コアカリキュラムを踏まえた「アクティブラーニングのあり方」を具体的に検討しました。学科によるFDはその他に3回行われ、教育力の向上につながっています。

他にも令和5年度は、教育実習運営委員会、大学・学部教職課程運営委員会のそれぞれがFD研修会を主催し、都合3回実施しています。多様な学生が学校ボランティアや教育実習を経て学びを深めていく実際に踏まえ、教職課程の学生が抱える課題を共有するだけでなく、配慮すべき点、必要となる支援などについての理解を深めました。このような多様なFDを重ねることにより、教職を志す学生一人ひとりに向き合える教育の実現を目指しています。

加えて、各大学の教職課程から組織される外部の連絡協議会や研修会等にも継続的に参加するようにしています。また、外部の教育機関の方々との連絡協議会を年に1回開催し、意見交換をするなど、情報の共有と外部教育機関との連携に努めています。